



住宅用太陽光発電システム 設置費補助金の申請募集



太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、その費用の一部を補助します。

【受付期間】

4月14日（月）から随時受付を開始します。
（先着順。予算額に達した時点で終了）

- 交付申請書は、環境保全課で配付します。また、須崎市ホームページからダウンロードすることもできます。
- 必要書類を添付のうえ、環境保全課窓口までご持参ください。

【補助金額】

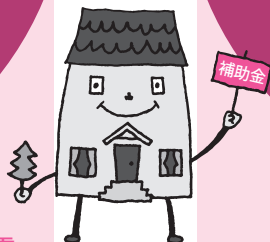
- システムの設置に係る工事契約を市内に本店を有する者と締結した場合1kWあたり2万円（上限額8万円）
- システムの設置に係る工事契約を市内に本店を有しない者と締結した場合1kWあたり1万5千円（上限額6万円）

【補助対象者】

次の要件をすべて満たす人としします。

- ①自ら居住する住宅にシステムを設置する人、または自らが居住するためにシステム付き新築住宅を購入する人（店舗併用住宅の場合は居住部分が2分の1以上）
- ②自ら電力会社と電灯契約を締結している人
- ③市税を完納している人（申請時に市税完納証明書の添付が必要です）
- ④補助金の交付決定の日から、既存の住宅に設置する場合は3カ月以内、新築の住宅に設置する場合は6カ月以内または当該年度の2月末日までのいずれか早い日までにシステム設置完了の見込める人

※事前着工は認められません。



住宅に関する補助金をご活用ください



浄化槽に補助金を 交付します



生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。

【受付期間】

4月10日（木）～21日（月）
（ただし土・日は除く）

- 期間中に補助金申込書を環境保全課までご持参ください。
- 申込書は、環境保全課で配付します。また、須崎市ホームページからダウンロードすることもできます。

【補助金額】

- 5人槽（33万2千円以内）
- 6～7人槽（41万4千円以内）
- 8～10人槽（54万8千円以内）

【対象地域】

- 下水道の整備が当分見込まれない認可区域（山手町・大間西町・大間本町を除く地域）
- 漁業集落排水施設設置区域以外の区域

【補助条件】

- 平成26年度中に必ず浄化槽の設置を終えること。
- 申込書提出時に市税完納証明書の添付が必要です。

※できるだけ多くの人に補助金を交付しますので、応募件数により補助金を減額することがあります。

※事前着工は認められません。

環境保全課 環境保全係

☎42・5891

* 小児科からのお知らせ *



小児科は第1・3土曜日の
午前は診察をしております。

小児科医師 上甲 忍



内科・消化器内科・循環器内科・小児科
呼吸器内科・外科・肛門外科
リハビリテーション科

医療法人 千博会
ネオリゾート

ちひろ病院

院長 浜口 潔

〒785-0008 須崎市中町 1-6-25
TEL 42-2530 FAX 42-2532
〔併設施設〕居宅介護支援事業所 ちひろ